2　第13条第１項に規定する書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

（小委員会）

第16条　委員会は、必要があると認めるときは、自主規制会議及び貸金戦略会議の同意を得て小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることができる。

2　小委員会の委員は、委員会の委員長が協会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから指名する。

3　小委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ小委員会の委員の互選により選任するものとする。

4　第８条第３項及び第４項、第９条第１項、第３項及び第４項並びに第10条から前条までの規定は、小委員会について準用する。この場合、これらの規定中「自主規制会議又は貸金戦略会議」とあるのは「委員会」と、「諮問事項」とあるのは「審議分担事項」と、「委員会」とあるのは「小委員会」と、それぞれ読み替える。

（議事細則）

第17条　委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、自主規制会議及び貸金戦略会議の同意を得て、別に必要な事項を定めることができる。

第３章　研修

（研修の受講対象者）

第18条　本章に規定する研修の受講対象者は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　貸金業者又はその役員若しくは使用人

⑵　前号に準ずるものとして別に定める者

（研修の受講の停止）

第19条　本協会は、法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反する行為をして、貸金業の業務の停止を命ぜられ、又は法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは本協会の定款等に違反する行為をして本協会から処分を受けたことがある者の研修の受講を、１年以内の期間を定め停止することができる。

（研修の種別及びその内容）

第20条　本協会が実施する研修は、次の各号に掲げる２種類とし、その内容は当該各号に規定するとおりとする。

⑴　業務研修会　法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）、利息制限法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、個人情報の保護に関する法律等及びコンプライアンスに関する事項など業務に必要な知識の向上を図るための研修

⑵　業務講演会　業界動向、又は消費者保護及び反社会的勢力への対応方法等に関する講演

（研修の実施方法）

第21条　本協会は、研修を次の各号に掲げる方法により実施する。

⑴　実施場所　全国において、別に定める８乃至12箇所

⑵　実施回数　前条第１号に掲げる業務研修会については実施地毎、年１回以上、前条第２号に掲げる業務講演会については適時

⑶　講師　登録先等行政庁から派遣を受けた者、学識経験者、弁護士又は業界実務者等であって別に定める者

（研修受講料等の徴収）

第22条　本協会は、別に定める額の研修受講料及びテキスト代金を徴収することができる。

（研修の公告）

第23条　本協会は、研修を実施する期日、実施地、その他研修の受講に関し必要な事項を協会員に対しては通知又は会報に掲載することにより、非協会員に対してはホームページに掲載することにより公告し、研修の受講の機会が広く与えられるよう努めるものとする。

（研修の事務）

第24条　本協会は、研修を実施するにあたり、次の各号に掲げる事務を行う。

⑴　実施場所の選定

⑵　講師の選定

⑶　プログラムの策定

⑷　教材の制作

⑸　協会員に対する周知及びホームページへの掲載

⑹　受講料及びテキスト代金の徴収

⑺　研修の実施

⑻　本協会の監督官庁に対する必要な報告

⑼　前各号に掲げるもののほか、研修を実施するに当たり必要な事務

第４章　その他

（事務の委託等）

第25条　本協会は、研修を実施するにあたり必要な事務の一部を業者に委託することができる。

2　前項の委託をするときは、機密保持及び個人情報管理等、研修に関する事務を適正かつ確実に実施することのできる業者を選定するものとする。

3　本協会は、必要あると認めるときは、委託先の業者に対し報告又は資料の提出を求めるものとする。

（規則の改廃）

第26条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て研修委員会が行う。

附　則

1　この規則は、平成19年12月19日から施行する。

2　この規則が施行される日が属する年度においては、第21条本文中「実施する。」とあるのは「、この規則施行後、可能な限り早期に実施するよう努めるものとする。」に読み替えるものとし、同条第２号の規定は適用しない。

附　則

この規則は、平成26年９月11日から改正施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条、第４条、第５条、第６条第３号、第７条、第８条第１項、第３項及び第４項、第９条第２項乃至第４項、第10条、第12条第２項、第13条第１項、第15条第１項、第16条第１項乃至第４項、第17条、第20条第１号、第23条、第24条第７号乃至第９号を改正。

「研修規則」に関する細則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、日本貸金業協会（以下「本協会」という。）研修規則第３条の規定に基づき、研修規則（以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

第２章　研修

（受講対象者）

第２条　規則第18条第２号に規定する準ずる者とは、次の各号に掲げる者とする。

⑴　貸金業者の連結対象会社であるサービサー会社の役員又はその使用人

⑵　指定信用情報機関の役員又はその職員

⑶　本協会の役員又はその職員

⑷　前各号に準ずる者として研修委員会が認めた者

2　前項第３号に掲げる者は、第６条に規定する受講料及びテキスト代の取扱いについては、これを協会員と看做す。

（実施場所）

第３条　規則第21条第１号に規定する実施場所は、次の各号に掲げる研修の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　規則第20条第１号に規定する研修

イ　札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡及び那覇

ロ　イに掲げる他、必要に応じ研修委員会が選定した場所

⑵　規則第20条第２号に規定する研修　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪及び福岡のうちから受講者数を勘案して研修委員会が選定した場所

2　研修を実施する会場は、効率的な事業運営を図るため、原則として収容人数100名以上の公共施設又はこれに準じる施設を用いることとする。

（講師）

第４条　規則第21条第３号に規定する講師は、次の各号に掲げる者のうちから研修委員会が選任するものとする。

⑴　大学教授若しくは准教授、又はこれに類する地位にある者

⑵　弁護士

⑶　行政庁の担当官

⑷　本協会の役員

⑸　本協会の職員

⑹　業界関係者

（講師の謝金）

第５条　前条の講師に対し支払う謝金の額は、次の各号に掲げる講師の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

⑴　前条第１号及び第２号に掲げる者

200,000円（税込）／１日